

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第129号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げることとしました。

基金名	改正前	改正後
山下亮子	20,000,000 ^円	21,000,000 ^円
株式会社日産建設	12,000,000	13,000,000
いづみ会	3,270,000	3,470,000

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第129号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

山下達雄・亮子奨学基金

」を
「

20,000,000

」を
「

山下達雄・亮子奨学基金

」に、
「

21,000,000

」に、
「12,000,000」を「13,000,000」に、「3,270,000」を「3,470,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)